Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｐ’　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｗ　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。
ｔ　：消費税率

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×ｄ＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×ｄ）×ｔ＋Ｐ×ｄ＋Ｐ’

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×ｄ＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄの別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
ｄ　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値。
Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。
Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。
Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。
Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｐ’　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
ｔ　：消費税率

ハ　その他

本割引は、平成26年７月１日から適用する。

料金公告２．㈢⑤から⑧を１つずつ繰り下げ、④の次に次を加える。

⑤　平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用する自動車のうち、平日の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出する。

なお、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

100―Ｗ（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ハ　その他

本割引は、平成26年７月１日から適用する。

企画割引の実施

企画割引「速旅　実はそれ、ぜんぶ三重なんです！ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　周遊エリア内乗り放題コース（２日間）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める周遊エリアを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）をする軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。以下同じ。）。

ただし、上記の自動車が本割引（ただし、①及び②のコースに限る。）の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

②　周遊エリア内乗り放題コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①に定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（ただし、①及び②のコースに限る。）の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

③　東京発着エリアコース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷①に定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷①に定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）